

「平成20年度診療報酬改定主要項目(案)」

厚生労働省から、以下の「平成20年度診療報酬改定主要項目(案)」が公表されております。

この中では、検体管理加算についての改正が示されております。この改正案によりますと、今後の検査室運営にも係わる重要な要素が示されております。

当会が昨年同省に提出した「診療報酬改定に関する要望」を基に、再度要望を行うべく準備しております。そのため、皆様のご意見をお寄せ下さい。根拠に基づくご意見<特に自身の施設に当てはめた場合等>は、事例として貴重なものとなりますのでよろしくお願いたします。

尚、現時点での質問には(正確に)お答えできませんのでご理解下さい。

ご意見は、FAX:(03)-3768-6722まで、お寄せ下さい。

締め切りは2月15日(金)とします。

「平成20年度診療報酬改定主要項目(案)」

【1-3(生活を重視した医療について)-④】

検査の評価体系の見直し

骨子【正-3-(4)】

第1 基本的な考え方

医療の根幹をなす各種検査は診断や治療に必須のものであり、その質の確保は重要な課題となっている。しかしながら、必要な検査が必要な時に速やかに実施できない状況は、診療の障害であるとともに、患者の不利益につながる事となるため、検査の迅速性や24時間対応等について重点的な評価をする一方、判断料を見直すなど、検査の評価体系の一部を見直す。

第2 具体的な内容

外来において実施する迅速な検査や24時間対応が可能な体制についての評価を引き上げる一方、判断料の評

価を引き下げる。

現 行	改 正 案
<p>【外来迅速検体検査加算】 1点</p> <p>入院中の患者以外の患者に対して実施したすべての検体検査の結果について、検査実施日のうちに説明した上で文書により情報を提供した場合に算定する。(5項目まで)</p>	<p>【外来迅速検体検査加算】 000点</p> <p>入院中の患者以外の患者に対して実施した以下の検体検査の結果について、検査実施日のうちに説明した上で文書により情報を提供した場合に算定する。(5項目まで)</p> <p>便潜血反応検査、末梢血液一般検査、HbA1c、プロトロンビン時間測定、繊維素分解産物(FDP)測定 等</p>

現 行	改 正 案																								
<p>【検体検査判断料】</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">1 尿・糞便等検査判断料</td> <td style="width: 50%; text-align: right;">34点</td> </tr> <tr> <td>2 血液学的検査判断料</td> <td style="text-align: right;">135点</td> </tr> <tr> <td>3 生化学的検査(Ⅰ)判断料</td> <td style="text-align: right;">155点</td> </tr> <tr> <td>4 生化学的検査(Ⅱ)判断料</td> <td style="text-align: right;">135点</td> </tr> <tr> <td>5 免疫学的検査判断料</td> <td style="text-align: right;">144点</td> </tr> <tr> <td>6 微生物学的検査判断料</td> <td style="text-align: right;">150点</td> </tr> </table>	1 尿・糞便等検査判断料	34点	2 血液学的検査判断料	135点	3 生化学的検査(Ⅰ)判断料	155点	4 生化学的検査(Ⅱ)判断料	135点	5 免疫学的検査判断料	144点	6 微生物学的検査判断料	150点	<p>【検体検査判断料】</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">1 尿・糞便等検査判断料</td> <td style="width: 50%; text-align: right;">000点</td> </tr> <tr> <td>2 血液学的検査判断料</td> <td style="text-align: right;">000点</td> </tr> <tr> <td>3 生化学的検査(Ⅰ)判断料</td> <td style="text-align: right;">000点</td> </tr> <tr> <td>4 生化学的検査(Ⅱ)判断料</td> <td style="text-align: right;">000点</td> </tr> <tr> <td>5 免疫学的検査判断料</td> <td style="text-align: right;">000点</td> </tr> <tr> <td>6 微生物学的検査判断料</td> <td style="text-align: right;">000点</td> </tr> </table>	1 尿・糞便等検査判断料	000点	2 血液学的検査判断料	000点	3 生化学的検査(Ⅰ)判断料	000点	4 生化学的検査(Ⅱ)判断料	000点	5 免疫学的検査判断料	000点	6 微生物学的検査判断料	000点
1 尿・糞便等検査判断料	34点																								
2 血液学的検査判断料	135点																								
3 生化学的検査(Ⅰ)判断料	155点																								
4 生化学的検査(Ⅱ)判断料	135点																								
5 免疫学的検査判断料	144点																								
6 微生物学的検査判断料	150点																								
1 尿・糞便等検査判断料	000点																								
2 血液学的検査判断料	000点																								
3 生化学的検査(Ⅰ)判断料	000点																								
4 生化学的検査(Ⅱ)判断料	000点																								
5 免疫学的検査判断料	000点																								
6 微生物学的検査判断料	000点																								

現 行	改 正 案
<p>【検体検査管理加算】</p> <p>イ 検体検査管理加算(Ⅰ) 40点</p> <p>ロ 検体検査管理加算(Ⅱ) 300点</p> <p>検体検査管理加算(Ⅰ)の施設基準 <u>検体検査管理加算(Ⅱ)の②～⑥まで満たすこと。</u></p> <p>検体検査管理加算(Ⅱ)の施設基準 ① 臨床検査を専ら担当する常勤の医師が1名以上いること。なお、臨床検査を専ら担当する医師とは、<u>勤務時間の大部分において検体検査の判断の補助を行うとともに、検体検査全般の管理・運営に携わるものをいい、他の診療等を行っている場合はこれに該当しない。</u></p>	<p>【検体検査管理加算】</p> <p>イ 検体検査管理加算(Ⅰ) 40点</p> <p>ロ 検体検査管理加算(Ⅱ) 000点</p> <p>ハ 検体検査管理加算(Ⅲ) 300点</p> <p>検体検査管理加算(Ⅰ)の施設基準 <u>検体検査管理加算(Ⅲ)の③～⑥まで満たすこと。</u></p> <p>検体検査管理加算(Ⅱ)の施設基準 臨床検査を担当する常勤の医師が1名以上いること。なお、<u>臨床検査を担当する医師</u>は検体検査の判断の補助を行うとともに、検体検査全般の管理・運営に携わるものをいい、<u>院内検査に用いる検査機器及び試薬の管理についても携わるものであること。</u> <u>検体検査管理加算(Ⅲ)の③～⑥まで満たすこと。</u></p>

<p>② 院内検査に用いる検査機器及び試薬の全てが受託業者から提供されていないこと。</p> <p>③次に掲げる緊急検査が当該保険医療機関内で常時実施できる体制にあること。</p> <p>(ア) 血液学的検査のうち末梢血液一般検査</p> <p>(イ) 生化学的検査</p> <p>(ウ) 免疫学的検査</p> <p>④定期的に臨床検査の精度管理を行っていること。</p> <p>⑤外部の精度管理事業に参加していること。</p> <p>⑥臨床検査の適正化に関する委員会が設置されていること。</p>	<p>検体検査管理加算(Ⅲ)の施設基準</p> <p>① <u>臨床検査を専ら担当する常勤の医師が1名以上、常勤の臨床検査技師が4名以上いること。なお、臨床検査を専ら担当する医師とは、勤務時間の大部分において検体検査の判断の補助を行うとともに、検体検査全般の管理・運営に携わるものをいい、他の診療等を行っている場合はこれに該当しない。</u></p> <p>② 院内検査に用いる検査機器及び試薬の全てが受託業者から提供されていないこと。</p> <p>③次に掲げる緊急検査が当該保険医療機関内で常時実施できる体制にあること。</p> <p>(ア) 血液学的検査のうち末梢血液一般検査</p> <p>(イ) 生化学的検査</p> <p>(ウ) 免疫学的検査</p> <p><u>(工) 微生物学的検査</u></p> <p>④定期的に臨床検査の精度管理を行っていること。</p> <p>⑤外部の精度管理事業に参加していること。</p> <p>⑥臨床検査の適正化に関する委員会が設置されていること。</p>
---	--